

新幹線基本計画線の建設実現に向けた整備スキームの改善方策に関する研究

A Study on Improvement of Construction Policy for Basic Plan of Future Shinkansen Network

波床 正敏 (HATOKO Masatoshi)

近年は公設民営の原則のもとで整備新幹線の建設が進行し、次なる基本計画線の着手にも視線が集まりつつある。だが、新幹線建設費の地方負担分は第三セクター鉄道の沿線負担のような形態のため、例えば長崎と佐賀で新幹線建設に対する温度差が生じたり、歴史的に大都市部は裕福だが建設費の直接負担がない一方で、地方部では経済的に弱いが建設費負担が存在したりするなどの課題がある。特に基本計画線を建設する場合はこういった課題がより深刻になる可能性があるため、新しい視点の導入が必要と思われる。

そこで、本研究では、交通権の考え方や民地における囲繞地（旗竿地）通行権の考え方を参考に、広域交通における移動の権利の考え方を整理することとした。国際交通における無害通行権の考え方、国内での交通政策基本法に至る移動の権利に関する議論の整理、土地収用の考え方と具体的な方法の整理、民地における囲繞地通行権の考え方と解決方法の整理をそれぞれ行った。その結果、共通概念として通行側の利益を重視していること、通行は無害通行が原則で、費用が発生する場合は通行側が負担するのが基本であるということがわかった。

現行の交通政策基本法では移動が基本的な権利としては認められていないため、囲繞地通行権のような法的な権利の半自動的な設定は難しい。だが、新幹線整備には公益性があること、対立地域間での局所的な整備水準の観点では、整備済み地域が未整備地域に対して整備を阻止する合理的な理由が存在しないことなどの考察を行い、一定の解決の方向性を示した。

具体的には、幹線鉄道網整備で利害対立が生じた場合は、(a)整備を求める側（通行側）の利益を重視する原則の確認、(b)国土利用等の観点における事業の公益性の再確認（採算性の確認ではない）、(c)整備水準の高い側（被通過側）に対して相互理解を要請（阻止する立場では無いことの理解を求める）、といった事項を実施した上で、まずは話し合いによる合意を目指す。合意に至らない場合は、通行側の負担により整備を実施に移す（ただし被通過側は整備の便益を享受できないことが原則）という手順が考えられるといった案を示した。

本研究の将来的な発展としては、陸上交通整備の受益者について、移動データ分析やシミュレーションを交えながら、初期の新幹線、整備新幹線、基本計画線の各整備、および他の幹線鉄道改良の場合について分析することや、地域の負担能力を考慮した整備方法はどのようなものかを整理し、直接の建設区間沿線以外の地域を含めて、実践的かつ合理的な今後の基本計画線に対する整備スキームを考案することなどを検討している。

なお、本研究の結果は第63回土木計画学研究発表会（波床正敏：幹線鉄道整備における利害対立問題に関する公益性と通行権の見地における基本方針の考察，土木計画学研究・講演集63，CD-ROM，2021.）で講演発表済みである。